

民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（２）

第１ 債務者財産の開示制度の実効性の向上

１ 現行の財産開示手続の見直し

財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第１９７条第１項柱書き）を見直し，金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば，いずれの種類債務名義についても，財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が，正当な理由なく，執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず，又は宣誓を拒んだ場合や，財産開示期日において宣誓した開示義務者が，正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず，又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第２０６条第１項）を強化するものとする。

（説明）

１ 本文の概要

本文は，部会資料１７ - １の本文１と同内容である。

２ 仮処分命令に基づく申立てに関する検討

第１７回会議の議論においては，財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大した結果として，民事保全法に基づく金銭の支払を命ずる仮処分に基づき財産開示手続の申立てをすることができることとなるのであれば，保全執行の着手時期についての整理が必要となるのではないかと指摘がされた。

財産開示手続の実施との関係

金銭の支払を命ずる仮処分の執行を含め，保全執行については，債権者に対して保全命令が送達された日から２週間を経過したときは保全執行をすることができないとされている（民事保全法第４３条第２項）。そして，この期間遵守については，２週間以内に執行の着手があれば足り，執行が完了することまでは要しないと解釈されている。そこで，財産開示手続において，どのような行為があれば「執行の着手」がされた

といえるかが問題となり得る。

この問題については、民事保全法の解釈によることとなると思われるが、差し当たりの解釈としては、仮処分に基づく財産開示手続の申立て（民事執行法第197条第1項）がされたことに着目する考え方、財産開示手続の実施決定の債務者への発送（同条第4項）がされたことに着目する考え方などが考えられる。

第17回会議の議論においては、財産開示手続においては、申立てがされた日から実施決定の日までの間に一定の期間を要することがあることを考慮すれば、上記の考え方を採用するのは適当ではないとの意見が示された。この考え方の根拠としては、例えば、現行法においても、保全執行として代替執行や間接強制を実施する際には、申立てから授權決定等の発令までに一定の期間を要するのが通常であることを考慮して、授權決定等の申立てがされたときに執行の着手があったと解釈されていることを参考にするものと思われる。このような現行法の解釈を踏まえれば、金銭の支払を命ずる仮処分に基づく財産開示手続の実施の場面においても、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間以内に財産開示手続の申立てがされていれば良いこととなると考えられる。

部会資料19-1では、どのような行為があれば執行の着手があったといえるかにつき解釈に委ねられていることを踏まえ、財産開示手続との関係における民事保全法第43条第2項の適用の在り方についても解釈に委ねることを想定し、特段の規律を設けることはしていない。

財産開示手続実施後の強制執行の実施との関係

次に、金銭の支払を命ずる仮処分に基づき財産開示手続がされ、これにより判明した債務者財産に対して強制執行をする場合の帰趨が問題となり得る。通常であれば財産開示手続が実施されている間に上記2週間の執行期間が経過してしまうと考えられる。

このような場面において、財産開示手続により債務者財産に関する情報を得た債権者が採り得る手段としては、一般論としては、当該手続により判明した財産に対し、仮差押命令の申立てをすることが考えられるほか、改めて金銭の支払を命ずる仮処分を得た上で強制執行の申立てをすることもあり得る（注1）。

もっとも、このような手段を想定することに対しては、債権者に過度な手続的な負担を課す結果となり、不都合ではないかとの批判があり得る。このような問題意識から、第17回会議の議論では、保全命令の送達から2週間以内に金銭の支払を命ずる仮処分に基づく財産開示手続の着手があれば、その後、財産開示期日から一定の期間内であれば、改め

て金銭の支払を命ずる仮処分を得なくても、これにより判明した債務者財産に対する強制執行をすることができるようにする必要があるのではないかとの指摘があった。この指摘は、財産開示手続の実施要件が満たされている場面では、債権者が、債務者の財産に関する十分な情報を有しておらず、保全命令の送達から2週間以内に債務者の財産に対する強制執行に着手することが事実上不可能であることもあること、財産開示手続が強制執行の準備として債務者財産に関する情報を取得する目的で行われるものであり、その後の強制執行との連続性があることなどを考慮するものと思われる。

このような指摘は、複数の種類の執行方法を選択的に申し立てることができる場面において、民事保全法第43条第2項の期間制限がどのように適用されるかといった問題に関連するものと思われる。このような問題は、現行法においても、例えば、民事執行法第173条第1項により間接強制と代替執行（又は直接強制）を選択的に申し立てることができる場面において生じ得るものであるが、現行の民事執行法及び民事保全法には、この問題に直接対応するための明文の規律は設けられておらず、解釈に委ねられているものと思われる。そして、部会のこれまでの議論を踏まえれば、この問題に関して差し当たり考えられる解釈としては、民事保全法第43条第2項の期間制限は、各民事執行についてそれぞれ検討する必要があるとして、保全命令の送達から2週間以内に財産開示手続が実施されていたとしても、その後当該財産開示手続により判明した財産に対する強制執行は、保全命令の送達から2週間を経過したときは、これをしてはならないと解する考え方と、財産開示手続と強制執行は同一の目的に向けられた連続性のある強制執行であるとして（ないし、そのような評価をすることができる事案については）、保全命令の送達から2週間以内に財産開示手続が実施されていれば、その後の強制執行の申立ての時点で別途この期間制限を考慮する必要はないと解する考え方があり得ると思われる（注2）。

民事保全法第43条第2項は、保全命令の発令後、余りに日時が経過すると、発令時の事情が変動することもあり、そのような場合に保全執行を許すと、債務者に不測の損害を与えるおそれがある一方で、直ちに保全執行を実施しない債権者を保護する必要はないとの考え方に基づき、期間制限の定めを設けているものと解されており、このような考え方からすれば、この問題について、上記の解釈を採用することも考えられ、財産開示手続と強制執行の連続性の評価については、個別の事案における様々な事情を考慮した判断が必要となる場合も想定されることから、

本部会資料では、このような同項の適用の在り方について、現行法と同様に、解釈に委ねることとし、特段の規律を設けることはしていない。

(注1) なお、定期金の支払を命ずる仮処分についての民事保全法第43条第2項の適用については、「仮処分命令の送達の日より後に支払期限が到来するものについては、送達の日からではなく、当該定期金の支払期限から同項の期間を起算するもの」と解されているため(最決平成17年1月20日集民216号57頁)、当該債権者は、改めて仮処分の申立てをしなくても、その後支払期限が到来するものについて、財産開示手続により判明した債務者の財産に対する強制執行の申立てをすることができることとなると考えられる。

(注2) このほか、現行の民事保全法の解釈として参考になるものとしては、債務者が執行妨害をしているなどの一定の場合には、保全執行をすべき期間の進行が停止されることとなる余地があるとの解釈がされていることや、執行期間内に保全執行の着手があれば、「執行の続行」として、更なる強制執行の申立てをすることができることとなる余地があるとの解釈がされているとの指摘があり得る。

2 金融機関等から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設 制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 預貯金債権に関する情報取得

金融機関(銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。以下同じ。)から、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権に対する差押命令又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

イ 振替社債等に関する情報取得

振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項)から、当該振替機関等に開設された口座において債務者が有する振替社債等(同法第2条第1項に規定する社債等であって同条第2項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。以下同じ。)に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

情報取得の要件

ア 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、金融機関等(前記の金融機関及び振替機関等をいう。以下同じ。)に対し、債務者の預貯金債権等(前記の預貯金債権及び振替社債等をいう。以下同じ。)に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

イ 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、金融機関等に対し、債務者の預貯金債権等に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

(イ) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記(ア)の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

手続の概要

ア 金融機関等からの情報取得手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは金融機関等の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 前記の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

回答の送付先等

ア 前記の決定に基づく陳述は、執行裁判所に対し、書面でしなければならないものとする。

イ 前記アの陳述がされたときは、執行裁判所は、前記アの書面の写しを申立人に送付し、この手続により金融機関等が債務者の財産に

関する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとする。
ウ 金融機関等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求(民事執行法第17条)は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(エ) 債務者

(オ) 当該陳述をした金融機関等費用の負担等

ア 民事執行法第42条(第2項を除く。)の規定は、金融機関等からの情報取得手続について準用するものとする。

イ 債務者の預貯金債権等に関する陳述を命じられた金融機関等は、執行裁判所に対し、陳述に要する費用等を請求することができるものとする。

情報の保護

ア 情報の目的外利用の制限

(ア) 申立人は、金融機関等からの情報取得手続において得られた債務者の預貯金債権等に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

(イ) 前記 ウ(イ)又は(ウ)に掲げる者であって、金融機関等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記 アの陳述に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 目的外利用に対する罰則

前記アの債務者の預貯金債権等に関する情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

(説明)

1 本文の概要

本文は、イの規律を除き、部会資料17-1の本文2と実質的に同内容の規律を提案するものである。

2 債権者が金融機関等からの回答内容を確認する方法（本文 イ前段）

ア 問題の所在

本文 アは、基本的に民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）第1の2 前段と同様に、この手続による債務者の預貯金債権に関する情報の陳述は、執行裁判所に対し、書面でしなければならないものとするを提案するものである。このような規律を設けることについてはおおむね異論がないと思われる。

そして、このような規律を設けた場合において、申立人（債権者）がその回答内容を確認する方法としては、例えば、回答書の送付を受けた執行裁判所が申立人に対して回答書の送付があった旨の通知をするものとした上で、申立人が記録の閲覧等（民事執行法第17条）をするという手続の流れを想定することが考えられる。

もっとも、このような方法を想定することに対しては、部会のこれまでの議論において、記録の閲覧謄写にはそれなりの時間や手間がかかってしまうとの懸念を前提として、申立人がより速やかに債務者財産に関する情報を入手することができるような仕組みを設けることができれば、より迅速な権利の実現につながるとの意見があった。そのような方策としては、債権差押えの場面における第三債務者の陳述（民事執行法第147条）に関する現行の運用を参考にして、この手続による陳述を命じられた金融機関等が、執行裁判所に対して回答書を送付するとともに、申立人に対しても同内容の回答書を送付するという手続の流れと、執行裁判所が、金融機関等から回答書を受領した後に、その回答書の写しを申立人に送付するという手続の流れが考えられる。

イ 金融機関等から申立人への回答書の送付に関する検討

まず、金融機関等が、執行裁判所に対して回答書を送付するとともに、申立人に対しても同内容の回答書を送付するという手続の流れを想定する立場の中には、a金融機関等に対して申立人への回答書の送付を義務付けるのが相当であるとの考え方と、b金融機関等にそのような義務を課すのではなく、運用として、金融機関等の協力が得られる限りにおいて、申立人に対しても同内容の回答書を送付することがあり得ることを想定するのが相当であるとの考え方があり得る。

もっとも、このうちの aの考え方に対しては、部会のこれまでの議論において、例えば、申立人との間で、金融機関等が回答書を送付したか否かをめぐる争いや、金融機関等が申立人に送付した回答書と裁判所に送付した回答書の内容の同一性をめぐる争いが生ずるおそれ

があるのではないかと懸念を示す意見が示された。また、債権者への回答書の送付には一定程度の事務的な負担を伴うものであり、債務名義上の権利義務関係の直接の当事者ではない金融機関等に対してそのような事務的な負担を負わせる根拠をどのように説明するかが問題となるとの指摘がされた。また、債権差押えの場面における第三債務者の陳述（民事執行法第147条）の場面においても、陳述の催告をされた第三債務者は、差押債権者に対して陳述書を送付する法的義務を負うとまで解釈されているわけではなく、現行の運用では、第三債務者が任意に差押債権者への送付を行っているものであるとの指摘があり得る。

そこで、本文イは、これらの指摘を踏まえ、金融機関等に申立人への回答書の送付義務を課すことは提案していない（b運用として、金融機関等の協力が得られる限りにおいて、申立人に対しても同内容の回答書を送付することがあり得ることを想定し、その場合には裁判所からの回答書の写しの送付は不要となることにする（民事訴訟規則第47条第3項参照）との考え方があり得る。）。

ウ 執行裁判所から申立人への回答書の送付に関する検討

(ア) 金融機関等に申立人への回答書の送付義務を課さないこととした場合には、事案によっては、金融機関等が執行裁判所のみに対して回答書を送付することがあり得る。このような場面において、申立人ができる限り速やかに債務者財産に関する情報を取得することができるようにするためには、執行裁判所が回答書の写しを申立人に送付する必要があるとの指摘がある。

本文イは、このような指摘を踏まえ、執行裁判所が、金融機関等からの回答書の写しを申立人に送付しなければならないものとすることを提案するものである。

(イ) これに対して、第17回会議及び第18回会議の議論においては、文書送付囑託（民事訴訟法第226条）のような他の手続においては、裁判所に送付された書面の内容を申立人が確認する必要があるものであっても、裁判所が関係人から受領した書面の写しを申立人に送付する旨の明文の規定が設けられている例はなく、申立人が当該書面の内容を確認する方法としては、記録の閲覧又は謄写が必要とされていることとの整合性についての検討が必要であるとの指摘がされた。具体的には、例えば、現行の財産開示手続においては、開示義務者が財産目録を執行裁判所に提出しなければならないとされているが（民事執行規則第183条第1項）、執行裁判所がこの

財産目録の写しを申立人（債権者）に送付しなければならないとする旨の規定はないとの指摘があり得る。また、訴え提起前の証拠収集処分の手続において、調査の囑託等を受けた者は、裁判所に対して書面でその調査結果の報告をするものとされており（民事訴訟法第132条の6第2項）、この調査結果の報告がされたときは、裁判所が申立人に対してその旨を通知しなければならないとされているが（同条第3項）、この書面の写しを申立人に送付しなければならないとする規定はないとの指摘もあり得る。

もっても、財産開示手続との違いに関しては、例えば、財産開示手続においては、財産開示期日における債務者の陳述によってその財産に関する情報が開示されることが想定されているから、債権者は、財産開示期日に出頭すれば、債務者の陳述を聴くことで、その財産に関する情報を取得することが予定されているのに対して、本文の規律による金融機関等からの情報取得手続においては、債権者が債務者の預貯金債権等に関する情報を取得するには、金融機関等からの回答書の内容を見るほかないとの違いがあるとの指摘があり得る。

また、訴え提起前の証拠収集処分との違いに関しては、金融機関等からの情報取得手続は、強制執行の準備のために実施されるものであるから、その目的を達するためには、できるだけ速やかに債務者の預貯金債権等に対する差押命令の申立てをすることができるようにする必要があるのに対して、訴え提起前の証拠収集処分は、訴え提起の準備として行われるものであるから、迅速性の要請には差があるとの指摘があり得る。

これらの指摘に加えて、この情報取得手続は、債権者が強制執行の準備として債務者財産に関する情報を取得することを目的とするものであり、金融機関等から執行裁判所に回答書が送付されただけではその目的を達することはできないのであるから、この情報取得手続の申立てには、財産開示手続の申立てや訴え提起前の証拠収集処分の申立てとは異なり、執行裁判所に対し、金融機関等に対する命令の発令を求めることに加えて、申立人へその情報を能動的に提供すること（金融機関等からの回答書の写しの送付を求めること）が、手続に期待する中心的な要請として含まれているとの考え方があり得る。

(ウ) このほか、執行裁判所が申立人に送付すべき回答書の写しの作成方法については、例えば、民事訴訟規則第3条の2第2項によれば、

裁判所は、書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。そこで、この規定の在り方を踏まえ、金融機関等に対して回答書の写しの執行裁判所への提出を求める規律を採用することは考えられるのではないかとの指摘があり得る。

(I) 以上を踏まえ、金融機関等からの回答の送付先等について、どのように考えるか。

2 債務者が金融機関等からの回答内容を確認する方法（本文 イ後段） 債務者に対する通知の内容（部会資料17-1からの変更点）

部会資料17-1の2 イでは、金融機関等から回答書が送付されたときは、執行裁判所が申立人のほか、債務者にも回答書の写しを送付しなければならないものとするのが提案されていた。

これに対しては、第17回会議の議論において、債務者は、回答書を送付した金融機関に対する自らの預貯金債権等の有無や内容を知っているはずであるから、回答内容そのものを改めて確認する必要はなく、この手続による回答書の送付があった旨を確認できれば足りるのではないかとの指摘があった。

そこで、部会資料19-1の第1の2 イでは、執行裁判所は、債務者に対しては回答書の写しを送付する必要はなく、この手続により金融機関等が債務者の財産に関する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとするを提案している。

債務者に対する通知をすべき時期

第17回会議の議論においては、この手続により金融機関等が債務者の財産に関する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとしたとしても、債務者の財産隠匿を防止する観点から、この通知の時期については、この手続により情報を取得した債権者が預貯金債権等に対する強制執行の申立てをするのに十分な期間が経過した後とすべきであるとの意見が示された。

もっとも、債務者への通知をすべき時期を一律に定めることに対しては、第17回会議の議論において、例えば、複数の金融機関等に対して情報取得を命じた事案では、各金融機関等の回答書の送付の時期が異なるときに、どの時点を基準とするのが適当であるかが、個別具体的な事案によって異なるのではないかとの指摘がされた。また、現在の実務では、債権差押命令や民事保全における保全命令を債務者に送達する時期については、債務者の財産隠匿を防止する観点から、第三債務者に対す

る送達よりも後に行うものとされているが、その具体的な時期については、現行の民事執行法や民事保全法に具体的な規律があるわけではなく、裁判所の運用に委ねられているとの指摘もあり得る。

そこで、金融機関等からの情報取得手続においても、債務者に対する通知の時期については、金融機関等からの情報取得手続の趣旨を踏まえた個別具体的な事案における執行裁判所の運用に委ねるのが適当であるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

3 公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 不動産に関する情報取得

登記所（不動産登記法第6条第1項）から、債務者の所有権等が登記された不動産（土地又は建物をいう。以下同じ。）に対する強制執行の申立てをするのに必要となる情報を取得する制度を設けるものとする。

イ 給与債権（勤務先）に関する情報取得

市町村（特別区を含む。）又は厚生年金保険の実施機関（以下「市町村等」という。）から、債務者に給与の支払をする者の氏名又は名称及び住所に関する情報を取得する制度を設けるものとする。

不動産に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）において、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

イ 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）にお

いて、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

(イ) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記(ア)の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

給与債権（勤務先）に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第200条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）において、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権の債権者の申立てにより、市町村等に対し、債務者の給与債権（勤務先）に関する陳述を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

手続の概要

ア 公的機関（登記所及び市町村等をいう。以下同じ。）からの情報取得手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは公的機関の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 公的機関からの情報取得の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとするほか、この手続の停止に関する規律（民事執行法第39条、第40条等参照）を整備するものとする。

ウ 前記 又は の決定がされたときは、当該決定（前記 イの決定にあつては、当該決定及び前記 イの文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。

エ 前記 又は の決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

回答の送付先等

ア 前記 又は の決定に基づく陳述は、執行裁判所に対し、書面で行わなければならないものとする。

イ 前記アの陳述がされたときは、執行裁判所は、前記アの書面の写しを申立人に送付し、この手続により公的機関が債務者の財産に関する陳述をした旨を債務者に通知しなければならないものとする。

ウ 登記所からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(エ) 債務者

(オ) 当該陳述をした登記所

エ 市町村等からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記アの陳述に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者

(エ) 当該陳述をした市町村等

費用の負担

民事執行法第42条（第2項を除く。）の規定は、公的機関からの情報取得手続について準用するものとする。

情報の保護

ア 情報の目的外利用の制限

(ア) 申立人は、公的機関からの情報取得手続において得られた債務

者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を，当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し，又は提供してはならないものとする。

(イ) 前記 ウ(イ)若しくは(ウ)又はエ(イ)に掲げる者であって，公的機関からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記 アの陳述に関する部分の情報を得たものは，当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し，又は提供してはならないものとする。

イ 目的外利用に対する罰則

前記アの債務者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を目的外に利用し，又は提供した場合について，所要の罰則を設けるものとする。

(説明)

1 本文 の概要

ア 概要

本文は，部会資料18-1の本文3 と実質的に同内容の規律を提案するものである。

イ 不動産に関する情報取得についての残された検討課題

登記所から取得する不動産に関する情報の具体的内容については，登記記録上，権利に関する登記において債務者が所有権を有するとされている土地又は建物に関する情報のほか，債務者が地上権，永小作権，賃借権又は採石権を有するとされているものをも含めるべきであるとの考え方があり得る。この考え方は，その情報取得の必要性に関して，地上権等も，所有権と同様に相当の財産的価値があり得るものであり，不動産登記法により登記することができるものであることに着目するものと思われる。

もっとも，この手続の対象とすべき情報の範囲を検討するに当たっては，債務者の不動産に関する陳述を命じられることとなる登記所の実務上の対応能力との関係で，債務者のこれらの権利に関する情報を網羅的な形で回答することができるかが問題となる。そして，この問題を検討するに当たっては，例えば，不動産についての権利に関する登記は，所有権に関する登記を記録する部分（甲区欄）と，所有権以外の権利に関する登記を記録する部分（乙区欄）に分かれていることを考慮することが考えられる。

このような登記所の実務上の対応能力を考慮すれば、今般の民事執行法改正により登記所からの情報取得制度を新設するに当たっては、差し当たり、この制度により取得する情報の範囲を、所有権(及び共有持分)に関する情報に限るものとする考え方があり得る。また、登記所の実務上の対応能力はその人的物的体制の整備等によって変化し得るものであることを踏まえれば、この手続により取得する情報のうち所有権以外の権利については、政令で定めるものとする考え方もあり得ると思われる。

以上を踏まえ、この制度の対象とすべき不動産に関する情報の範囲について、どのように考えるか。

ウ 給与債権(勤務先)に関する情報取得についての残された検討課題

公的機関からの情報取得手続のうち厚生年金保険の実施機関からのものについては、厚生年金保険の実施機関のいずれをこの制度の対象とするかが問題となるが、第18回会議の議論では、この問題を検討するに当たっては、各実施機関が管理している情報の内容に差異があることに留意する必要があるとの指摘がされた。すなわち、厚生年金保険の実施機関のうち、例えば、地方公務員共済組合連合会は、組合員や年金受給権者の具体的な勤務先等その個人情報をも有しているわけではなく、また、国家公務員共済組合連合会は、年金給付業務に必要となる各組合員の所属共済組合については把握・管理しているものの、その者の具体的な勤務先(所属官署)を把握・管理しているわけではない。

第18回会議においては、債務者が国家公務員であることがうかがわれる事案において、その所属する国家公務員共済組合を具体的に特定することが困難である場合には(注)、執行裁判所が債権者からの申立てにより国家公務員共済組合連合会に対して情報提供を命ずる旨の決定をし、同決定を受けた国家公務員共済組合連合会が、債務者の所属する国家公務員共済組合に同決定書を回付するなどして債務者の勤務先を取得した上で、その情報を執行裁判所に回答するといったことが考えられるのではないかと指摘があった。このような方法については、国家公務員共済組合連合会等の実務上の対応可能性や個人情報保護の必要性との関係をも考慮した上で検討する必要があると思われる。

また、第18回会議の議論においては、この方法とは異なり、例えば、債務者が国家公務員であることがうかがわれる事案において、その所属する国家公務員共済組合を具体的に特定することが困難である場合には、執行裁判所が、まず、債権者からの申立てにより、国家公務員共済組合連合会に対して債務者の所属共済組合に関する陳述を命じた上で、その後、債権者からの申立てにより、これにより債務者が所属していること

が判明した国家公務員共済組合に対して、債務者の勤務先に関する陳述を命ずるという手続の流れが考えられるのではないかとの指摘もされた。もっとも、このような手続の流れにおいては、債権者が債務者の具体的な勤務先を把握するために2回の申立てをしなければならないため、第18回会議では、債務者が国家公務員であることがうかがわれる事案においても、他の場面（例えば日本年金機構から情報を取得する場面等）と同様に、1回の手続により必要な情報を取得することができるようになれば、新たな制度がより利用しやすいものとなるのではないかとの指摘がされた。

そこで、この手続の対象とすべき厚生年金保険の実施機関の具体的範囲と、各実施機関から取得すべき情報の内容について、どのように考えるか。

2 本文 及び の概要

本文は、部会資料18-1の本文3 及び と実質的に同内容の規律を提案するものである。

3 本文 の概要

ア 管轄（本文 ア）

本文 アは、部会資料18-1の本文3 アと実質的に同内容の規律を提案するものである。

イ 執行抗告等（本文 イ，ウ，エ〔部会資料18-1からの変更点について〕）

公的機関からの情報取得手続を設けるに当たっては、この手続の申立てについての裁判に対する不服申立てに関する規律を整備する必要があると思われる。

まず、公的機関からの情報取得手続の申立てについての裁判のうち、申立てを却下する決定に対しては、金融機関等から情報を取得する手続と同様に（前記本文2 イ参照）、申立人が執行抗告をすることができるものとする考え方があり、部会のこれまでの議論によれば、この点についてはおおむね異論がないものと思われる。

また、第18回会議の議論においては、公的機関からの情報開示により債務者が一般論としては個人情報に属する情報が開示されてしまうことなどを理由として、公的機関に債務者の財産に関する陳述を命ずる決定に対しては、債務者が執行抗告によりその情報取得の要件に関する反論をすることができるようにしておく必要があるとの指摘に加え、債務者が請求異議の訴え（民事執行法第35条第1項）と共に執行停止の裁判（同第36条第1項）の申立てをし、これにより得られた執行停止文

書（同法第39条，第40条）を提出することができるような仕組みが必要であるとの指摘があった。そこで，本文イでは，公的機関からの情報取得手続の申立てについての裁判に対しては，執行抗告をすることができるものとするほか，この手続の停止に関する規律を整備するものとするを提案している。

そして，このような規律による反論の機会（陳述を命ずる決定に対する債務者の不服の機会）を実質的に保障するためには，公的機関に債務者の財産に関する陳述を命ずる決定については，これを債務者に送達するものとした上で（本文ウ），この決定は確定しなければその効力を生じないものとする必要があると考えられるから（本文エ），本文3は，そのような規律を設けることを提案している。

ウ 残された検討課題（公的機関からの執行抗告の可否）

本文イのように，公的機関に債務者の財産に関する陳述を命ずる決定に対しては執行抗告をすることができる旨の規律を設けた場合には，債務者の財産に関する陳述を命じられた公的機関も，個別具体的な事案において抗告の利益が認められるのであれば，この決定に対して執行抗告をすることができるはずであるとの考え方があり得る。

もっとも，これに対しては，第18回会議の議論において，公的機関が執行裁判所の決定により一定の義務を負うことを踏まえても，公的機関からの執行抗告を認める実質的な必要性がないのではないかとの指摘があった。この指摘の理由としては，まず，公的機関の保有する個人情報保護の保護や職員の守秘義務に関する規律は，主として，私人の秘密を守ることを目的とするものであって，必ずしも当該公的機関の固有の利益を保護しようとするものではないとの考え方や，公的機関から情報を取得するための要件や手続を適切に定めることによって，個人情報保護の必要性等との関係を十分に整理することができるのであれば，公的機関に債務者の財産に関する陳述を命ずる決定に対して公的機関からの執行抗告を認める実質的な利益があるとはいえないのではないか（財産開示手続の前置等本文の規律を前提とすれば，そのような利益は認められないのではないか）との考え方があり得る。そして，第18回会議の議論においては，公的機関からの情報取得手続の要件は，いずれも，主として債権者と債務者との間の利害関係を調整する趣旨で要求されているものであると理解した上で，これらの要件の有無については，債権者と債務者との間の手続により争わせれば足りるとの指摘がされた。

以上を踏まえ，公的機関からの執行抗告の可否について，どのように考えるか。

4 本文 の概要

本文 は、イの規律を除き、部会資料18-1の本文3 と実質的に同内容の規律を提案するものである。

本文 イは、部会のこれまでの議論を踏まえ、前記本文2 イと同趣旨の規律を提案するものである。

5 本文 及び の概要

本文は、部会資料18-1の本文3 及び と実質的に同内容の規律を提案するものである。

(注) 債務者の所属する国家公務員共済組合を具体的に特定することができれば、債権者からの申立てにより、その国家公務員共済組合に対して情報提供を命ずることとなると考えられる。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けの申出をしようとする者の陳述

陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその代表者)が陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者(買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせた者(当該者が法人である場合にあってはその役員)が暴力団員等であること。

(説明)

1 部会資料16-1からの変更点

部会資料16-1では、不動産の買受けの申出をしようとする者(又はその代表者)は、自ら(又はその役員)が暴力団員であるかどうかなどを宣誓の上で陳述しなければならないものとし(部会資料16-1の本文1 ア及びイ)、買受けの申出をしようとする者(又はその代表者)につき暴力団員に該当するなどの陳述がされたときは、買受けの申出を

することができないとする規律（部会資料16-1の本文1ウ）を設けることが提案されていた。

また、買受けの申出をしようとする者（又はその代表者）がする上記「陳述」について、証拠調べの性質を有するとの整理を試みた上で、上記「宣誓」については、民事訴訟手続における「宣誓」（民事訴訟法第201条）と同様のものと理解して提案されていた。

これに対し、本部会資料では、部会のこれまでの議論を踏まえ、本文のとおり、不動産の買受けの申出は、買受けの申出をしようとする者（買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその代表者）が一定の陳述をしなければ、することができないものとし、その陳述の内容については、買受けの申出をしようとする者（又はその役員）が暴力団員に「該当しないこと」などとしている（陳述の際の「宣誓」は要しない。）。

2 第16回会議での議論を踏まえた検討

陳述の性質・内容について

ア 第16回会議での議論の概要

(ア) 買受けの申出をしようとする者（又はその代表者）は、自ら（又はその役員）が暴力団員に「該当するかどうか」などを陳述しなければならないものとする規律（部会資料16-1の本文1ア及びイ）については、陳述を求めることの意義について、買受けの申出の際に暴力団員に該当しないことなどを明らかにさせることによって、より確実に暴力団員等の買受けを防止することを実現することであると考える立場から、不動産の民間取引において同様の趣旨に基づき、例えば、契約当事者に暴力団員に「該当しないこと」などを確約させる実務が確立していること（注1）を参考とすれば、暴力団員に「該当するかどうか」ではなく、暴力団員に「該当しないこと」の陳述を求めることが適切であるとの指摘がされた。

また、上記「陳述」については、買受けの申出をしようとする者（又はその役員）が暴力団員に該当するかどうかを判断するための資料としては、實際上証拠価値が乏しいと考えられるなどとして、これを証拠調べとは整理せず、買受けの申出をするための要件として整理すべきとする立場からも、暴力団員に「該当しないこと」の陳述を求めることが適切であるとする意見が示された。同様に、上記「陳述」について、証拠調べとして整理することが困難であれば、端的に「該当しないこと」の陳述を求める規律が適切であるとの指

摘もあった。

もっとも、上記「陳述」については、執行裁判所による売却許可・不許可の判断の際の資料となり得ることは否定し難く、暴力団員への該当性の有無の判断のために警察への調査の囑託という証拠調べが予定されていることもあるとして、これを証拠調べとして理解するということもあり得るのではないかとの指摘もされた。

- (イ) 次に、暴力団員に該当するなどの陳述がされたときは、買受けの申出をすることができないとする規律（部会資料16-1の本文1ウ）については、仮に、上記「陳述」を、執行裁判所が買受けの申出をしようとする者（又はその役員）が暴力団員に該当するかどうかを判断するための証拠調べとして整理するのであれば、その証拠の内容を踏まえて買受けの申出の有効性を判断することは、実質的には執行裁判所が行うべき売却不許可事由の有無の判断をすることに等しいというべきであり、上記規律を設けることによって、執行官の判断により買受けの申出が無効とされる場面が生じることとなるのは適当ではないとの指摘がされた。

もっとも、これに対しては、上記「陳述」につき証拠調べとして整理したとしても、買受けの申出をするとともに、その段階で、暴力団員であること等を自認している者に対して買受けの申出を認めないこととするのは、競売手続の円滑性を確保する観点からは合理的であるとの反論もされた。

イ 部会での議論を踏まえた検討

(ア) 「陳述」について

このような第16回会議での議論からすると、買受けの申出をしようとする者（又はその代表者）による「陳述」が、執行裁判所による売却許可・不許可の判断の際の資料となり得ることは否定されないものの、これを執行裁判所による証拠調べそのものとして位置付けることには異論があり得るといえることができる。

むしろ、部会のこれまでの議論を踏まえると、執行裁判所における「最高価買受申出人が暴力団員であること」などの売却不許可事由の有無の判断のための証拠調べとしては、基本的に、最高価買受申出人（又はその役員）につき、暴力団に関する専門的な知見を有する警察への調査の囑託をすることを制度上予定することとした上で（後記本文2参照）、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から、暴力団員の買受けそれ自体を防止するという目的を達成するため、買受けの申出の際の競売手続上の行為として、試案と同

様に、買受けの申出をしようとする者（又はその役員）につき暴力団員に該当しないことなどの陳述を求める規律を採用することが考えられる（注2）。そして、第16回会議での議論は、このような考え方に対して一定の賛同が示されているものと理解することができるように思われる。

また、現行の民事執行法には売却の場所の秩序維持（同法第65条）といった規律が設けられているが、こういった規律は、いわゆる悪質な競売ブローカーによる一般人の競売場への入場を妨害するなどの行為を是正して、競売手続につき一般の不動産取引と同様の自由かつ公正な競争環境を整えるという考え方から設けられてきたものと考えられることに照らせば、前記ア(ア)のとおり一般の不動産取引における実情を踏まえ、買受けの申出の際に上記「陳述」を求めることとすることは、民事執行法の考え方にも沿うとの評価があり得るように思われる。

- (1) 本部会資料では、これらを踏まえ、買受けの申出は、買受けの申出をしようとする者（買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその代表者）が一定の陳述をしなければ、することができないものとし、その陳述の内容については、買受けの申出をしようとする者（又はその役員）が暴力団員に「該当しないこと」などとするものとし、その「陳述」を欠く買受けの申出は、無効となることを想定している。

宣誓について

ア 第16回会議での議論の概要

- (ア) 買受けの申出をしようとする者（又はその代表者）に対し、「宣誓の上で」陳述しなければならないものとする規律（部会資料16-1の本文1ア及びイ）に対しては、宣誓を拒む者への過料や罰金といった制裁が想定されていないことを踏まえ、現行の民事訴訟法との整合性を欠くとの指摘がされた。この指摘は、部会資料16-1で提案されている規律では、買受けの申出をしようとする者（又はその代表者）が宣誓を拒んだ場合でも、買受けの申出が無効となることが想定されているにすぎないことから、部会資料16-1にいう「宣誓」は、制裁を通じて宣誓義務を負わせることとしている証人尋問や財産開示手続における「宣誓」とは異なるものであるとして（民事訴訟法第201第5項、第192条、第193条、民事執行法第206第1項第1号）、買受けの申出をしようとする者（又

はその代表者) に対してそのような「宣誓」を競売手続において求めることとするのは不適切であるとする意見である。

- (イ) また、買受けの申出をしようとする者(又はその代表者)による「陳述」は、警察への調査の囑託から得られる回答と比較すると、その証拠価値は實際上乏しいことから、「陳述」を執行裁判所による証拠調べそのものとして位置付けること自体に問題があるとして、この観点からも、宣誓を求めることは適切ではないとの指摘がされた。

イ 部会での議論を踏まえた検討

(ア) 宣誓を求めることの必要性

前記 イ(ア)のとおり、買受けの申出をしようとする者(又はその代表者)による「陳述」を執行裁判所による証拠調べとして位置付けるのは相当ではないとの考え方がある。第16回会議での議論では、このように陳述を求めることが証拠調べの性質を有するとの整理自体に問題があるとして、この観点からも、宣誓を求めることは適切ではないとの指摘がされた。これを踏まえれば、買受けの申出の際に求められる陳述について、その内容の真实性を担保する趣旨で「宣誓」を求める必要はないとの考え方があり得る。

また、本文2 のとおり、執行裁判所が「最高価買受申出人が暴力団員であること」などの売却不許可事由の有無を判断するために、最高価買受申出人(又はその役員)について、暴力団に関する専門的な知見を有する警察への調査の囑託をすることが制度上予定されており、その結果、最高価買受申出人(又はその代表者)が虚偽の陳述をしたことが判明した場合には、本文1 の罰則という制裁が科され得る。これを踏まえると、買受けの申出に際し求められる陳述につき、宣誓を求めるものとしなくても、当該陳述の真实性は、確保され得るとの指摘もあり得る。

(イ) 民事訴訟法の「宣誓」との関係

第16回会議での議論では、前記 ア(ア)のとおり、現行の民事訴訟法との整合性という観点から、買受けの申出をしようとする者(又はその代表者)に対し宣誓を求めることは適切ではないとの指摘がされた。また、本文1 のとおり、その陳述の内容は、証人尋問等の場面とは異なり、一定の事実関係に限定されたものであり、暴力団員に「該当しないこと」という陳述を求めるものとしていることも、本文1 の場面が民事訴訟における証人尋問の場面とは異なるものであると理解する立場の根拠になり得ると思われる。これ

らを踏まえると、買受けの申出の際にされる陳述について、民事訴訟における証人の「宣誓」と同様の宣誓を求めることは適切ではないとの整理があり得る。

- (ウ) 本部会資料では、これらを踏まえて、買受けの申出をしようとする者（買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、買受けの申出をしようとする者が法人である場合にあってはその代表者）に陳述を求めるに際しては、宣誓を求めないこととしている。

買受けの申出をしようとする者に法定代理人がいる場合

ア 第16回会議での議論の概要

- (ア) 法定代理人に陳述を求めるべきとする指摘

第16回会議での議論では、例えば、買受けの申出をしようとする者が成年被後見人又は未成年者である場合において、誰が陳述をすべきか等の問題について、まず、「陳述」につき証拠調べとして整理をする考え方を採るのであれば、当該買受けの申出をしようとする者本人以外でも、本人の属性について知り得る立場の者に陳述を求めることが適当であり、本人の陳述を求めることに固執する理由はないとの指摘がされた。また、「陳述」につき証拠調べとして整理するのではなく、買受けの申出の際の競売手続上の要件として整理すべきであるとする立場からも、買受けの申出をしようとする者が成年被後見人等である場合には、成年被後見人等は買受けの申出をすることができず、法定代理人によらなければならないとされていることとの関係から（民事執行法第20条、民事訴訟法第31条）、法定代理人の陳述を求めることが整合的であるとする指摘がされた。

このほか、買受けの申出をしようとする者が法人である場合には、法人の代表者が陳述をすることとなることとの整合性からも、法定代理人に陳述を求めることが適当であるとの指摘や、財産開示手続では、債務者に法定代理人がある場合にあっては、当該法定代理人に陳述義務を課していることとの平仄から、この場面においても、法定代理人に陳述を求めることが適当であるとの指摘、民間の取引においては、法定代理人において本人が暴力団員ではないことを確約させている例があるとの実情も紹介された。

- (イ) 法定代理人に陳述を求めるべきではないとする指摘

他方で、弁護士等の専門家が法定代理人に選任された場合を念頭に置くと、法定代理人において本人が暴力団員に該当するかどうか

などを確認することができない事態も想定され得るとし、仮に、成年被後見人が暴力団員であった場合には、暴力団員として実際に活動していることを想定するのは現実的ではないとの事実認識を前提として、買受けの申出をしようとする者が成年被後見人等である場合においては、陳述は不要とするとの指摘もされた。

もっとも、法定代理人において本人が暴力団員に該当するかどうかを確認することができない事態も想定され得るとの指摘に対しては、本人が暴力団員に該当するかどうかなどを判断できない場合には、法定代理人において買受けの申出をしないとの判断をすれば足りるとの反論がされた。また、買受けの申出をしようとする者が成年被後見人等である場合には陳述を不要とするとの指摘に対しては、買受けの申出の際に一律に陳述を求めることによって、暴力団員の買受けを防止するという目的を達成することができることとなるのではないかと指摘や、買受けの申出をしようとする者の中に陳述義務を負わない者が含まれることを許容する規律が設けられた場合には、開札の手続の中で陳述義務の有無を判別することになるが、その判別には相当の困難が伴うなどとの指摘がされた。

イ 部会での議論を踏まえた検討

- (ア) 第16回会議での議論では、おおむね買受けの申出をしようとする者が成年被後見人等である場合には、法定代理人の陳述を求めることを支持する意見が示された。もっとも、このような考え方に対しては、法定代理人において本人が暴力団員に該当するかどうかを確認することができない事態が想定し得るとの懸念が示されている。

しかし、このような懸念に対しては、第16回会議の議論では、前記ア(イ)で記載したような各指摘がされたほか、買受けの申出をしようとする者が成年被後見人等である場合には、成年被後見人等の財産を利用して買受けの申出をすることの相当性を含め、法定代理人の判断により、買受けの申出が行われることが通常であると考えられることに照らせば、法定代理人に対し、事実上、売却不許可事由の有無に関する一定の調査が求められることとなっても酷とまではいえないとの考え方もあり得るように思われる。

- (イ) 本部会資料では、これらを踏まえて、買受けの申出をしようとする者に法定代理人がある場合にあっては、当該法定代理人が、買受けの申出をしようとする者につき暴力団員に該当しないことなどを陳述しなければならないものとする事とした。

(注1) 不動産関係団体による反社会的勢力排除のための不動産売買契約書のモデル条項として、例えば、以下のような条項が公表されている。

第 条 売主及び買主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

（以下略）

(注2) 貸金業法では、暴力団員等を含め同法第6条第1項各号に「該当しないこと」を誓約する書類を登録申請書に添付することとされている（同法第4条第2項）。

虚偽陳述に対する制裁

の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合には、罰則を設けるものとする。

(説明)

1 罰則

部会資料16-1からの実質的な変更はない。

2 保証の不返還

試案での提案内容

試案第2の4アでは、保証の不返還の規律を設けることが提案されていた。具体的には、最高価買受申出人（又はその代表者）が、故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができ、同決定に対しては執行抗告をすることができるものとした上で、同決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、同法第86条第1項に規定する売却代金とすることが提案されていた。

部会資料16-1での提案内容

もっとも、試案で提案されていた上記の規律については、部会のこれまでの議論において、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から

は支持され得るところがあるものとしても、競売手続の円滑性や現行法との整合性といった観点から、なお解決すべき課題は多いものといわざるを得ないとの指摘があったため、部会資料16-1では、その創設は困難ではないかとの考え方が提案されていた。

第16回会議での議論を踏まえた検討

ア 第16回会議における議論の概要

第16回会議では、保証の不返還の規律を設けることについて、賛成・反対それぞれの立場から意見が示された。

まず、保証の不返還という規律を設けるべきとする立場から、（故意により）虚偽の陳述をした者に対しては罰則による制裁があるとしても、暴力団員にとっては、罰則よりも実際に出捐した保証が返還されないという経済的な不利益の方がその効果は大きいとの指摘や、実際に罰則が発動されるか否かは個別具体的な証拠関係によるものと考えられるため、執行裁判所が競売手続の中で迅速に措置できる保証の不返還の規律を設けておくことには、なお意義があるとの指摘がされた。

他方で、保証の不返還という規律を設けることには、故意による虚偽の陳述を防止することへの一定の効果があることは肯定しながらも、現行の民事裁判手続においては、事件を取り扱う裁判所がその手続内において事件の関係者に対して、広い裁量の下で柔軟に制裁を科するという規律が広く採用されているともいえないことからすれば、保証の不返還という制裁を科することには法制度全体の整合性が問題となるとの指摘や、民事執行法第71条の売却不許可事由の中には、最高価買受申出人が適正な民事執行手続の実施を妨げるものも含まれているにもかかわらず、保証の不返還という規律は設けられていないこととの均衡から、暴力団員などが故意により虚偽の陳述をした場面に限って、保証の不返還という制裁を科することは正当化できないのではないかといった指摘がされた。さらに、保証の不返還は、故意による虚偽の陳述が適正な民事執行手続の実施を妨げ得る行為であることに非難の可能性を認め、これに制裁を科するという趣旨であると考えられるから、不返還とされた保証が売却代金として配当等の原資に充てられ、債権者や債務者の利益に帰することになる根拠に乏しい一方で、上記規律と異なり、保証を国庫に帰属させるとする（没取する）規律であれば、正当化する余地はあると思われるものの、競売手続の中で、保証を没取とするか否かを決定するものとするれば、執行裁判所に加重的負担を課するものであるとの指摘もされた。

イ 部会のこれまでの議論を踏まえた検討

(ア) 部会のこれまでの議論においては、部会資料16-1の8頁以下のとおり、保証の不返還という規律を設けることの必要性や合理性につき、保証の不返還とされる場面は、最高価買受申出人について売却が不許可とされた場合のみであるため、例えば、真実は暴力団員であることが判明し、売却不許可とされた最高価買受申出人には保証の不返還と本文の罰則の双方が適用される可能性がある一方で、真実は暴力団員であるにもかかわらず、結果として売却許可とされた最高価買受申出人には本文の罰則のみが適用されることとなるというのは、暴力団への不動産の供給源を断つという目的との関係からも均衡を失しているとの指摘がされているほか、執行裁判所が保証の不返還の決定をするに当たっては、最高価買受申出人(又はその代表者)の故意を認定することができる証拠を入手しなければ、その判断ができず、仮に執行裁判所にそのための証拠収集の手続を経ることをも求めるものとすれば、競売手続の円滑性を大きく損なうおそれがあるものとの指摘等がされている。

また、部会のこれまでの議論を踏まえれば、保証の不返還の仕組みとして、保証を債権者の配当等の原資とすることの根拠としては、最高価買受申出人が暴力団員であることなどの理由で売却不許可となれば競売手続が遅延し得ることから債権者における損害の発生を観念し得るとする指摘もあり得ると思われる。しかし、仮に何らかの損害を観念し得るとしても、他の売却不許可事由で売却不許可となる場面においても競売手続は遅延し得るということができるのに、最高価買受申出人が暴力団員であることなどの後記本文3の売却不許可事由によって売却不許可決定がされた場合についてのみ、そのような仕組みを設けることの合理的な説明は直ちには困難であると考えられる。

(イ) 加えて、部会のこれまでの議論では、保証の不返還に関する規律の趣旨については、真実は暴力団員などであるにもかかわらず、故意により虚偽の陳述をすることは、執行裁判所の判断を誤らせる可能性を生じさせ、適正な民事執行手続の実施を妨げ得る行為であると評価し、これに制裁を科するところにあるとの指摘がされている。他方で、本文の罰則を設ける趣旨も、これと同様、故意により虚偽の陳述をすることは、適正な民事執行手続の実施を妨げ得る行為であると評価し、これに制裁を科そうとするものである。

そうだとすると、故意による虚偽の陳述という行為の非難の可能

性に着目して、当該行為について、保証の不返還（没取）という制裁と本文の罰則の両方を科することとすれば実質的には同趣旨の制裁を二重に科するものとして、過度な制裁になると評価し得るとの指摘があり得る（注）。

(ウ) もっとも、今般の不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策の一環として、保証の不返還の仕組みを設ける必要があるか（又は過度な制裁になるか）否かについては、本文の罰則を含め、今般の方策が暴力団への不動産の供給源を断つことにどの程度効果があるかの評価に関わるところがあり、現段階では、その評価を一義的に行うことは困難であって、少なくとも、保証の不返還の規律を設けることは時期尚早であるとの考え方もあり得るように思われる。

(I) 本部会資料では、これらを踏まえて、部会資料16-1と同様に、保証の不返還の規律を設けることを提案していない。

(注) 本文の指摘を避けるため、例えば、保証を没取するとの規律を、暴力団員が自らに売却不許可事由があることを執行妨害の目的で利用する行為を抑止するための制裁として位置付けることで、本文の罰則と実質的な性質に差異を設けるとする考え方もあり得るようにも思われる。この考え方を実現するためには、保証を没取とするための要件として、例えば、「最高価買受申出人が売却の適正な実施を妨げる目的で虚偽の陳述をしたとき」とすることなどが考え得る。

しかし、このような考え方に対しては、暴力団への不動産の供給源を断つという観点との関連性が問題となり得るほか、仮に、このような規律とすると、本文の罰則よりも成立要件が加えられたものになってしまい、そのような保証の没取の規律を設ける意義が乏しいとの批判があり得る。

2 執行裁判所による警察への調査の囑託

最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人（最高価買受申出人が法人である場合にあってはその役員。以下、このにおいて同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を警視總監又は道府県警察本部長に囑託しなければならないものとする。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するものと認められないと判断される事情があるときは、この限りではないものとする。

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該者（当該者が法人である場合にあってはその役員。以下、この において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を警視総監又は道府県警察本部長に囑託しなければならないものとする。ただし、当該者が暴力団員等に該当するものと認められないと判断される事情があるときは、この限りではないものとする。

（説明）

部会資料 1 6 - 1 からの実質的な変更はない。

なお、部会のこれまでの議論においては、上記本文の執行裁判所による警察への調査の囑託を円滑に行うため、買受けの申出をしようとする者は、自己（又はその役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への調査の囑託に必要な事項を明らかにしなければならないものとし、買受けの申出をしようとする者は、その事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとするについて異論がないところ、これらは、最高裁判所規則で規律し得る技術的、細目的事項であると整理することが考えられる。

3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、暴力団員等又は法人でその役員のうちに暴力団員等のあること。

（説明）

1 部会資料 1 6 - 1 からの実質的な変更はない。

2 買受けを制限する者の該当性を判断する基準時について

最高価買受申出人について

ア 第 1 6 回会議での議論の概要

(ア) 部会資料 1 6 - 1 では、最高価買受申出人が暴力団員等又は法人でその役員のうちに暴力団員等のあることに該当するかどうかの判断については、買受けの申出と売却決定期日のいずれかの時点

において該当すれば、売却不許可とする考え方が示されていた。

- (イ) 第16回会議の議論では、最高価買受申出人が買受けの申出の時点において買受けを制限する者に該当するかどうかを判断するとの考え方に対しては、手続上、買受けの申出の時点で暴力団員に該当しないことなどの陳述を求めるものとし、虚偽の陳述に罰則を設けることが検討されていることから、買受けの申出の時点において買受けを制限する者に該当するものには、虚偽の陳述をして買受けの申出をしている者が含まれていることを踏まえると、最高価買受申出人に対して売却を認めないこととするのは整合的であるとの指摘がされた。他方で、最高価買受申出人が、買受けの申出の時点では暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるが、売却決定期日の時点では暴力団員でなくなった日から5年を経過した者であった場合を念頭に置き、このような者による買受けを防止することの合理性はないとして、売却決定期日の時点においてのみ、買受けを制限する者に該当するかどうかを判断すべきであるとの指摘もあった。

また、売却決定期日の時点において買受けを制限する者に該当するかどうかを判断するとの考え方に対しては、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から、その買受けの許否を決する売却決定期日の時点で判断することに合理性を認める趣旨の意見が示されている一方で、警察への調査の囑託は、最高価買受申出人を対象として行うものであるから、売却決定期日における暴力団員などへの該当性を改めて調査すべきものとするのであれば、それは困難であるとの指摘がされた。

イ 部会のこれまでの議論を踏まえた検討

- (ア) 部会のこれまでの議論を踏まえると、部会資料16-1の16頁以下のとおり、買受けの申出の時点で暴力団員等でないことなどの陳述を求めるとしたことや、当該陳述において（故意により）虚偽の陳述をした者に対して不動産を売却することは適当ではないと考えられることに照らせば、買受けの申出の時点を基準とすることは合理性があると考えられる。加えて、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から、暴力団員の買受けを防止する仕組みを設けるのであれば、その買受けの許否を決する時点、すなわち売却決定期日の時点を中心とすることについても、合理性があると考えられる。

これらに照らせば、買受けの申出と売却決定期日のいずれか

の時点において、最高価買受申出人が買受けを制限する者に該当すれば、売却不許可とすることが考えられる（注1）。

- (イ) 以上の考え方とは異なり、買受けの申出の時点のみで判断をするとの考え方を採用した場合には、例えば、買受けの申出をしようとする者が暴力団員ではなくても、買受けの申出後、売却決定期日までに暴力団に加入したことが執行裁判所において万が一判明したとしても、売却不許可とすることができなくなることを踏まえると、暴力団員の買受けを防止するための方策として相当ではないとの指摘が考えられる。

他方で、売却決定期日の時点のみで判断をするとの考え方を採用した場合には、例えば、買受けの申出をしようとする者が法人である場合を念頭に置くと、警察への調査の囑託の結果、役員の中に暴力団員がいることが判明した場合には、当該法人は売却決定期日までの間に役員を変更すれば、売却の許可を受けられることとなる。しかし、買受けの申出の時点を基準とすることに合理性があると考えられることについては、上記(ア)のとおりであるほか、買受けの申出の時点で役員に暴力団員がいることが判明した法人については、（上記のように売却決定期日までに役員を変更していたとしても）既に暴力団との間に一定の結び付きが認められるとの評価があり得るとすれば、このような法人による買受けを制限しておくことが、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から相当であるとの評価もあり得るように思われる。

- (ウ) 以上を踏まえると、買受けの申出と売却決定期日のいずれかの時点において、最高価買受申出人が買受けを制限する者に該当すれば、売却不許可とすることが考えられる。

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

部会資料16-1では、最高価買受申出人が暴力団員等又は法人でその役員のうち暴力団員等のあるもののいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者であるかどうかについては、買受けの申出の時点のみを基準として判断するとの考え方が提案されており（部会資料16-1の本文3の説明3）、第16回会議においては、この提案に対する特段の異論は見られなかった。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行に関する規律の明確化

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が、執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。

前記の執行裁判所は、民事執行法第33条第2項第1号又は第6号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とするものとする。

執行裁判所は、前記の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、審尋の手続を経ることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

執行裁判所は、前記の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができるものとする。

前記の強制執行の申立て又は前記の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(説明)

1 規律(本文、 、 、)の概要等

本文、 、 、 は、部会資料17-2の第1の1、2、4、5と実質的に同内容である。

なお、費用前払決定に関する規律(本文)については、このような規律を設けることに反対する意見があり得ないではないと思われたことから、部会資料17-2ではブラケットが付された形での提案がされていたが、第17回会議の議論においては、このような規律を設けることについて、おおむね異論がなかった。

2 債務者の審尋の要否(本文)

本文 の概要

第17回会議の議論では、直接的な強制執行と間接強制との関係(後記本文第3の2)に関する規律の在り方とも関連して、執行裁判所が子の引渡しの直接的な強制執行を実施させる決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとするとの考え方が示された上で、このような審尋の要否について議論がされた。

債務者の審尋を必要とするべきであるとの考え方の根拠としては、後記本文第3の2の規律に従って、直接的な強制執行の実施の可否を判断する際には、子の引渡しについての債務者の対応の状況等を考慮する必要があるという側面があるため、執行裁判所の判断の適正性を確保する

ためには、基本的には、債務者の審尋を実施し、債務者からの主張立証の機会を確保する意義があるとの指摘があり得る。また、第17回会議の議論においては、子の引渡しはできる限り債務者が任意に行うことが望ましいとの認識・評価を背景として、債務者の審尋を実施することとすれば、事実上、これが債務者に対して任意の引渡しを促す機会にもなり得るのではないかとの指摘があった。

他方で、第17回会議の議論においては、債務者の審尋を例外なく必要なものとする考え方に対して、審尋の実施が、結果として、債務者が子の所在場所を変更するなどの執行妨害を行う機会を与えることとなる事案があるのではないかとの懸念が示された。また、このように債務者が執行妨害を企てるおそれのある事案では、債務者が子の利益に配慮した適切な主張をすることを期待し得ないと考えられるため、債務者の審尋が、執行裁判所の判断の適正性の確保につながるとは限らず、かえって強制執行の目的の達成を困難とすることとなるのではないかとの指摘もあった。

そこで、本文第3の1においては、以上のような指摘を踏まえ、民事保全法第23条第4項の規定を参考に、債務者の審尋を原則として必要なものとしつつ、例外的にこれを不要とする旨の規律を提案するものである。

本文 と異なる考え方

第17回会議の議論では、本文 の考え方と異なり、債務者の審尋を必要なものとせず、執行裁判所は、民事執行法第5条に基づき、任意に債務者の審尋をすることができるものとしておけば足りるとの考え方も示された。

もっとも、このような考え方に対しては、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）に基づく子の返還の強制執行において用いられる代替執行や間接強制の方法による手続では、債務者の審尋が必要的とされていること（民事執行法第171条第3項、第172条第3項）との関係を整合的に説明することができず、執行手続全体から見てやや均衡を欠くとの批判があり得る。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、することができないものとする。

民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2

週間を経過した場合（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合には，その期間を経過した場合）。

民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても，債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえない場合。

子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要がある場合。

（説明）

1 本文の概要等

本文は，部会資料17-2と同内容である。

2 補足的な検討

本文の規律の具体的な適用場面についての検討

部会資料17-2の6頁では，本文の規律の具体的な適用場面に関し，「債務名義の成立後において，債権者が債務者との間で任意による子の引渡しを求める交渉をし，債務者が債権者に対して子を引き渡す機会を有していたにもかかわらず，その引渡しを拒絶したような場合」を例示していたところである。

そして，この具体的な適用場面については，上記の場合の具体例として，債権者が債務者に電子メール等の手段により任意による子の引渡しを求めたにもかかわらず拒絶されたときも含まれるのではないかとの指摘があった一方で，債務者が任意による子の引渡しをしないのは当然であり，任意の引渡しがされないから強制執行手続に至っていることからすれば，債務者が明確に拒絶したような場合に限るべきではないかとの指摘もあった。このほか，間接強制決定がされたにもかかわらず執行抗告をしたときも該当するのではないかとの意見もあった。

これらの指摘は，いずれも，どのような場合に，「子を引き渡す機会を有していたにもかかわらず，その引渡しを拒絶した」と評価することができるかといった，個別具体的な事情に基づく当てはめの問題に関するものと思われ，そういった事情を離れて各指摘の当否を抽象的に評価することは困難であると思われるものの，少なくとも，債務者が債権者による子の引渡しの求めに応じず，債権者からの子に関する情報提供や子との面会その他の接触の求めにも応じないといった態度を示している場合がこれに当たり得ると思われる。また，例えば，債権者が債務者に対し，子の引渡しの実現に向けた具体的なプロセスに関する協議を働き掛けたにもかかわらず，債務者がこれに協力的な姿勢を見せない場合（債

権者側からの提案に反応を示さない、連絡は取れるものの建設的な内容の返信をしてこないなど)も、基本的には子の引渡しを「拒絶」していると評価し得、本文の要件を充足する方向での事情となり得るように思われる。

債務名義が審判前の保全処分等である場合についての検討

債務名義が家事事件手続法に基づく審判前の保全処分や民事保全法に基づく保全処分である場合には、家事事件手続法第109条第3項、民事保全法第43条第2項に基づき、その保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならないものとされている。そして、この規定に関しては、代替的作為を命ずる仮処分については授權決定の申立てがされた時に、不代替的作為を命ずる仮処分については間接強制の申立てがされた時に、それぞれ執行の着手がされたものと解されている。

本部会資料の規律によれば、子の引渡しの強制執行は、債権者の申立てにより、間接強制の方法により行うほか、直接的な強制執行の方法により行うことが想定されているため、例えば、子の引渡しを命ずる審判前の保全処分等により間接強制の申立てをし、その後、改めて直接的な強制執行の申立てをした場合において、家事事件手続法第109条第3項、民事保全法第43条第2項の期間制限がどのように適用されるかが問題となり得る。このような問題は、現行法においても、民事執行法第173条第1項により間接強制と代替執行(又は直接強制)を選択的に申し立てることができる場面において生じ得るものであるが、現行の民事執行法及び民事保全法には、この問題に直接対応するための明文の規定は設けられておらず、解釈に委ねられているものと思われる。

そして、部会のこれまでの議論を踏まえれば、この問題に関し、差し当たり考えられる解釈としては、民事保全法第43条第2項の期間制限は、各強制執行についてそれぞれ検討する必要があるとして、直接的な強制執行は、審判前の保全処分が債務者に送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならないと解する考え方と、子の引渡しの間接強制と直接的な強制執行は同一の目的に向けられた連続性のある強制執行であるとして(ないし、そのような評価をすることができる事案については)、最初の間接強制の申立てがされた時点で民事保全法第43条第2項の期間制限を遵守していれば、その後の直接的な強制執行の申立ての時点で別途、同項の期間制限を考慮する必要はないものと解する考え方があり得ると思われる。

民事保全法第43条第2項は、保全命令の発令後、余りに日時が経過

すると、発令時の事情が変動することもあり、そのような場合に保全執行を許すと、債務者に不測の損害を与えるおそれがある一方で、直ちに保全執行を実施しない債権者を保護する必要はないとの考え方に基づき、期間制限の定めを設けているものと解されており、このような考え方からすれば、この問題について上記の解釈を採用することも考えられ、間接強制と直接的な強制執行の連続性の評価については、個別の事案における様々な事情を考慮した判断が必要となる場合も想定されることから、本部会資料では、このような同項の適用の在り方について、現行法と同様に、解釈に委ねることとし、特段の規律を設けることとはしていない。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

子が債務者と共にいること（同時存在）の要否

執行官が債務者による子の監護を解くための必要な行為を行う条件として、子が債務者と共にいる場合に限る旨の規律は、設けないものとする。

債権者等の執行の場所への出頭

ア 執行官は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 債権者が執行の場所に出頭することができない場合であって、債権者の代理人が執行の場所に出頭することが子の利益に照らして相当であると認めるときは、執行裁判所は、前記アにかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合も、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。

執行の場所

ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は、前記アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(説明)

1 本文の概要

本文は、部会のこれまでの議論を踏まえ、部会資料17-2の第3の丙案と実質的に同内容の規律を提案するものである。

2 部会のこれまでの議論を踏まえた検討

部会資料17-2の第3では、直接的な強制執行の実施の条件として、子が債務者と共にいること(同時存在)を要するものとするべきであるか否かについて、乙案と丙案の二つの規律が提案されていた。

このうち、乙案は、強制執行が子の心身に与える負担を軽減する観点から、同時存在の要否を、個別具体的な事案における執行裁判所の総合的な判断に委ねるのが相当であるとの考え方に基づくものである。このような考え方の根拠としては、債務者が不在の場で子を引き渡すことを認めると子が事態を飲み込むことができずに恐怖や混乱に陥るおそれがあることなどを考慮すれば、強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめるため、子が債務者と共にいることを強制執行の条件とすることが有益である事案があり得るとの指摘が考えられる。また、子と債務者の同時存在を要求すること自体の根拠としては、強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からは、できる限り、債務者に自発的に子の監護を解かせ、必要な協力をさせることが望ましいとの指摘もあり得ると考えられる。第17回会議の議論においては、これらの指摘を重視する立場から、乙案を支持する意見もあった。

もっとも、これらの指摘に対しては、部会のこれまでの議論において、実際の直接的な強制執行の場面では、債務者による抵抗や子への働き掛けにより、子が親の選択を迫られるなどの高葛藤の場面に直面することが少なくなく、子が債務者と共にいることが一般に強制執行による子の心身の負担を軽減することにはなっていないというべきであり、むしろ、子の心身に悪影響を及ぼすおそれがある事案もあるとの批判がされた。また、子と債務者との同時存在を要求することは、債務者が恣意的に執行の場所に立ち会わないことなどによって当該強制執行を容易に不能に至らせることができるとの不都合があるとの批判もされた。

また、第17回会議の議論においては、どのような事案において執行裁判所が同時存在を要求する旨の判断をすべきかについては、これを具体的に示すことが必ずしも容易ではない旨の意見が示された。

以上の指摘等に加えて、部会のこれまでの議論においては、子が事態を飲み込むことができずに恐怖や混乱に陥るおそれがあることなどに対応す

るためには、債権者が執行の場所に出頭することとするのが適切であるとの考え方が示された。この考え方は、債権者は、債務名義作成段階において、債務者による子の監護を解いて自己にその子を引き渡すことを求めることができると認められた者であり、その子を債務者より適切に監護することができると思われ。このほか、第17回会議の議論では、丙案を支持する立場から、直接的な強制執行と間接強制との関係の規律(本文第3の2)の在り方をも踏まえれば、直接的な強制執行の場面では、債務者が間接強制決定の確定から2週間が経過しても任意の引渡しに応じておらず又は間接強制を実施しても子の監護を解く見込みがあるとはいえないなどの事情があるのであるから、そのような債務者が直接的な強制執行の場面で自発的に子の監護を解き、又は必要な協力をすると期待し難いものといえることができ、子と債務者の同時存在を要求する必要性は低く、その意義は乏しいと考えられるとの指摘があった。また、丙案によっても、執行官が子の心身への影響等に配慮して執行の場所に債務者の存在が必要であると考えれば、電話等による連絡をして債務者に臨場してもらうといった運用が可能であるとの指摘、当該指摘を前提とすれば、円滑な強制執行の実現という観点からは、債務者による執行抗告の可能性を許容する乙案よりも丙案の方が妥当であるとの意見が見られた。

このような部会のこれまでの議論を踏まえれば、子と債務者の同時存在の意義については、肯定的に評価する意見があるものの、本部会資料の本文の規律によれば、直接的な強制執行が実施される場面では、既に間接強制手続を経ているか、あるいは同手続をしても債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえず、又は子の急迫の危険を防止する必要があるといった事情が存在することが前提となる以上、基本的には、子と債務者の同時存在を要求すれば、債務者による抵抗や子への働き掛けにより、子が親の選択を迫られるなどの高葛藤の場面に直面することが少なくないといえることができると考えられる。そして、丙案によっても、必要に応じて執行官が債務者に対して執行の場所への同席を求め得ることも踏まえれば、規律としては、子と債務者の同時存在は不要とし、債権者による出頭を要件とする丙案によるのが相当であると考えられる。

以上を踏まえ、前記本文においては、丙案を基にした規律を提案するものであるが、この点についてどのように考えるか。

3 不服申立ての在り方(執行抗告の可否)

前記本文のように、部会資料17-2の丙案を基にした規律を前提とすれば、債権者の代理人が執行の場所に出頭したときにも執行官が債務者に

よる子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとするか否かの判断（本文第3の3イ）について執行抗告を認めるか否かが問題となるが、部会のこれまでの議論を踏まえれば、当該判断については、事柄の性質上、執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる執行裁判所の決定とは、別個にされ得るものとするべきであると考えられるため、同決定に対する執行抗告においてこれを争うことは想定されない上、当該執行裁判所の判断は、執行の場所に出頭する者が債権者の代理人で足りるものとするか否かという、直接的な強制執行を実施する上での執行条件の一つに関する判断であり、執行抗告を認めるまでの必要性は乏しいと考えられることから、当該判断に対しては執行抗告をすることはできないものとし、この場面での不服申立ては、執行異議によるものとするのが相当であると考えられる。

4 執行の場所における執行官の権限等

執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、前記アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

前記 の規定にかかわらず、執行裁判所は、子の住居が前記 に規定する場所以外の場所である場合において、〔債務者と当該場所を占有する者との関係、当該者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して〕相当と認めるときは、申立てにより、執行官が当該場所において前記 のアからウまでに掲げる行為をすることについて前記 の同意に代わる許可をすることができるものとする。

執行官は、前記 又は の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、

威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

執行官は、前記の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとし、子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

執行官は、前記又はの規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(説明)

1 本文の概要

本文は、部会資料17-2と実質的に同内容である。

2 同意に代わる執行裁判所の許可に関する規律(本文)についての検討
規律の概要

本文の規律は、第18回会議の議論を踏まえ、部会資料18-2と同様に、執行官ではなく、執行裁判所を判断の主体とする規律を提案するものである。

許可を求める主体

同意に代わる執行裁判所の許可については、仮に、民事執行法第8条第1項の規律(休日又は夜間の執行についての執行裁判所の許可の規律)を参考に、執行官に主導的な役割を担わせる枠組みを採用する考え方に立った場合には、一般論としては、まず執行官がその求めをするかどうかを検討することとなることが考えられることから、例えば、執行官が当該許可を求めるに先立って、当該許可を得ることが相当な事案であるかどうかに関し、想定される強制執行の状況等を含め債権者との事前打合せ等により具体的な情報を得ることが必要となることが想定される。

他方、直接的な強制執行が実施される場面においては、既に間接強制手続を経ているか、あるいは同手続をしても債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえず、又は子の急迫の危険を防止する必要があるといった事情が存在することが前提となる以上、債権者において、既に子の監護に関する状況のある程度把握していることも少なくないと考えられ、その状況によっては、直接的な強制執行の申立ての時点で、同意に代わる執行裁判所の許可を得る必要性が明らかとなっていることも個別具体的な事案によっては想定されるところである。そのため、当該許可を得るべきものとするかどうかについては、子の監護に関する状況を把握していると思われる債権者が主導的な役割を果たすことを想定した規律を

設けることも考えられる。

以上を踏まえ、本文の規律においては、同意に代わる執行裁判所の許可を求める主体を債権者とするを想定しているが、この点についてどのように考えるか。

第三者の同意に代わる執行裁判所の許可の要件の在り方

部会資料18-2の第4の2では、執行裁判所が第三者の同意に代わる許可をするための要件について、子が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所に「居住している」と表現し、その規律を提案していた。

この規律の在り方に対しては、第18回会議の議論において、「居住している」の意義が、第三者の占有する場所が子の住所である場合のほか、子の居所である場合も含むこととなるのかが必ずしも明確ではないのではないかと指摘があった。そこで、前記本文では、この要件を、「子の住居が」債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所である場合と記載することで、その意味を明確にすることを試みた。

また、執行裁判所が第三者の同意に代わる許可をするためには、当該許可が執行の場所を占有する第三者の財産権等を制約するものであることに鑑み、子の住居が当該場所である場合という要件に加え、相当性の要件を付加することが相当であるとの考え方がある。この相当性の判断に当たって考慮すべき要素に関しては、部会のこれまでの議論において、例えば、当該第三者が、債務者の親族であるなど実質的に債務者と近い立場にある場合については、執行官による説得がされたとしても、債務者と同様に、執行官による立入り等に抵抗し、同意をしないことが一般的に予想され、当該場所における強制執行の実施の必要性の程度が高いなどの指摘があった。他方で、当該第三者が、保育所や学校であるなど債務者とは独立した中立的な立場にある場合については、執行官による説得がされた場合に債務者と同様に執行官による立入り等に抵抗し、同意をしないことが一般論として想定されるとまではいい難い上、執行官による立入り等によって制約を受ける財産権等の内容（他の児童等にも配慮した形で保育所や学校等の建物及びその敷地を管理することなども含まれ得ること）に照らせば、その同意を得るという方法以外で、当該財産権等を制約することは許容されにくいとの指摘もされた。これらの指摘は、執行官の立入り等の相当性を判断するに当たって、債務者と当該場所を占有する者との関係や当該者の私生活や業務への影響等を考慮する必要があることを示唆するものと整理できると思われる。

なお、この相当性の要件に関しては、本文第3の3イ（執行の場所

の相当性)の要件との関係も問題となり得るが、本文第3の3の規律は、その場所における強制執行が子の心身に及ぼす影響等を考慮して相当性を判断するものであるのに対し、本文第3の4の規律は、飽くまでもその場所に執行官が立入り等を行うことが当該場所を占有する第三者の財産権等に及ぼす影響等を考慮して相当性を判断するものであって、それぞれ異なる観点から相当性の有無を判断するものであると整理することが可能であると考えられる。

第三者の同意の要否に関する判断に対する不服申立ての在り方(執行抗告の可否)

前記のとおり、本文の規律においては、第三者の同意に代わる執行裁判所の許可を求める主体を債権者とし、その判断の主体を執行裁判所とするものであるから、執行裁判所の許可の判断に対して執行抗告をすることができるか否かが問題となる(執行裁判所の許可に対しては執行の場所を占有する第三者による執行抗告の可否が、当該許可をしない旨の執行裁判所の判断に対しては債権者による執行抗告の可否がそれぞれ問題となる。)。

この問題については、第三者の同意の要否に関する判断の重要性をどのように評価するかによるところではあるが、仮に執行抗告をすることができるとした場合には、第三者の占有する場所における強制執行の手続において、2度の執行抗告(執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定に対する執行抗告と、第三者の同意なしに執行官による立入り等をさせることの許可の判断に対する執行抗告)を想定する制度の枠組みとなり、執行手続の迅速な進行の要請が害されるとの批判があり得る。また、この執行裁判所の許可は、執行官に当該第三者の占有する場所に立入り等をさせるという一時的な行為についてのものであり、執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をするか否かの判断と比較すれば、執行抗告までを認める必要性は相対的に低いとの評価もあり得るように思われる。

以上を踏まえ、第三者の同意の要否に関する判断に対する不服申立てについては、当該判断に対しては執行抗告をすることはできないものとし、この場面での不服申立ては、執行異議によるものとするのが相当であると考えられるが、この点についてどのように考えるか。

同意に代わる執行裁判所の許可の告知の方法

第18回会議の議論においては、この執行裁判所の許可の判断につき、債権者や執行の場所を占有する第三者に対する送達を要するかといった

点も指摘されたところである。この点について、民事訴訟法第119条は、決定及び命令は相当と認める方法で告知すれば足りると定めている一方で、執行裁判所の決定及び命令については、重大な効果をもたらすことがあるため、民事執行法及び民事執行規則において、その内容に応じ、送達の方法によって告知しなければならない場合を個別的に規定しているところである（例えば、強制競売開始決定の債務者への告知（民事執行法第45条第2項）、債務者及び第三債務者に対する差押命令・転付命令の告知（同法第145条第3項、第159条第2項）等）。

そして、前記のとおり、執行裁判所の許可は、執行官に当該第三者の占有する場所に立入り等をさせるという一時的な行為についてのものであり、執行裁判所が執行官に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をするか否かの判断と比較すれば、その重要性は相対的に低いものといえる上、ハーグ条約実施法に基づく子の返還の強制執行との比較の観点からも、その強制執行の方法の一つである代替執行における授權決定につき、民事執行法上送達を要する旨の規定がないことも踏まえると、執行裁判所の許否の判断についても送達までは要しないと考えるのが相当であるように思われる。また、実際の執行実務における運用を想定してみても、第三者の占有する場所に赴いた執行官は、当該第三者の同意に代わる執行裁判所の許可がされている場合であっても、事案によっては、まずは当該第三者に対して同意をするように説得を行い、その同意が得られなかったときに、その場で当該許可の告知をするといったこともあり得るところであり、このことも、執行裁判所の許否の判断につき送達までは要しないと上記の考え方に沿うものといえる。

以上を踏まえ、この点についてどのように考えるか。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

金銭債権を差し押さえた場合において、差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときは直ちにその旨を執行裁判所に届け出なければならないことに加え（民事執行法第155条第3項参照）、差押債権の取立てができる時（差押債権者が支払を受けた旨の届出又は支払を受けていない旨の届出をしたときにあっては、当該届出が最後にされた時。後記において同じ。）から2年間その支払を受けていないときも、その旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。

前記の差押債権の取立てができる時から2年を経過した場合にお

いて、差押債権者が4週間以内に前記 の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

執行裁判所は、前記 により差押命令を取り消す場合には、あらかじめ、差押債権者に対し、前記 の届出をすべき旨の通知を発するものとする。

前記 により差押命令を取り消す旨の決定に対しては、当該決定がされた後に前記 の届出をしたことを理由として執行抗告をすることができるものとする。

(説明)

1 本文 及び の概要

規律の枠組み(本文 及び)

試案第4の1では、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、差押債権者が、第三債務者から支払を受けた旨の届出(取立ての届出、民事執行法第155条第3項)又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとした上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという枠組みの規律が提案されていた。

部会資料19-1の第4の1 から までの規律は、基本的には、これと同様の枠組みの規律を提案するものである。

支払を受けた旨の届出をすべき義務の捉え方(本文)

試案第4の1 では、差押債権者が第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないこととなる時期について、「取立権が発生した日から2年が経過したとき」とする提案されていた。

もっとも、民事執行法第155条第3項によれば、差押債権者は、金銭債権を差し押さえた場合において、第三債務者から支払を受けたときには、試案第4の1 のような規律を設けるまでもなく、当然に、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならないはずである。第14回会議においては、試案の第4の1 のような規律を設けた結果として、差押債権者が取立ての届出をすべき時期が取立権の発生から2年後に改められることとなると誤って解釈されてしまうおそれがあるのではないかとの懸念が示され、このような誤解がないような規律の表現の在り方を検討する必要があるとの指摘があった。

そこで、部会資料19-1の第4の1 では、差押債権者が第三債務

者から支払を受けたときは民事執行法第155条第3項による届出義務が発生することを前提に、これに加えて、差押債権者は、差押債権の取立てができる時（差押債権者が支払を受けた旨の届出又は支払を受けていない旨の届出をしたときにあっては、当該届出が最後にされた時）から2年間その支払を受けていないときも、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬものとするを提案するものである。これは、試案第4の1及びで示された規律の実質的な内容を変更するものではない。

試案からの変更点（差押債権者が届出をすべき期間：本文）

試案第4の1では、新たな規律により執行裁判所が差押命令の取り消しをするための要件として、試案第4の1の規律による届出義務が生じた後「一定の期間」が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったことを要するものとした上で、この「一定の期間」については、差し当たり、「2週間」とすることが提案されていた。

もっとも、この「一定の期間」の長さについては、意見募集の結果において、届出義務の履行のためには十分な調査時間が必要であることや、差押債権者が新たな規律による届出義務の履行を失念してしまうことがあり得ることなどを理由として、この期間をより長期とすべきであるとの意見があった。また、第14回会議においても、差押債権者が第三債務者からの支払を受けられないまま2年を経過した場面では、差押債権者がその旨の届出をし得るかどうかを検討するのに一定の時間を要することがあり得ることなどを理由として、この検討のための期間をより確保する必要があるのではないかとの意見があった。

そこで、部会資料19-1の第4の1では、この一定の期間を「4週間」とすることを提案しているが、どのように考えるか。

2 本文の概要

試案の本文のように一定の期間の経過等のみによって差押債権者に対して一定の届出を義務付ける規律を設けることに対しては、差押債権者が届出義務の履行を失念してしまうことに対する対応策を検討する必要があるとの指摘がある。第14回会議では、この対応策として、執行裁判所が新たな規律により差押命令を取り消す場合には、執行裁判所の裁判所書記官が、あらかじめ、差押債権者に対して事務的な連絡をするものとし、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするように促すものとするのが相当であるとの考え方が示された。

この事務的な連絡のための通知は、相当と認める方法によりすることが

できると考えられるが（民事執行規則第3条第1項，民事訴訟規則第4条第1項参照），第14回会議においては，この事務的な連絡を文書により行おうとしても，差押債権者の転居等の事情により，この連絡文書が現実には差押債権者に到達させることが困難であることがあり得ると予想され，このような場面に新たな規律による差押命令の取消決定をすること自体ができなくなるのは不都合であるとの指摘があった。そこで，このような不都合を回避するため，文書によりこの事務的な連絡をする際には，この連絡文書を，事件の記録に表れた差押債権者（又は代理人）の住所等（民事執行法第16条第3項参照）に宛てて発すれば足りるものとするべきであるとの考え方があり得る（注）。

部会資料19-1の第4の1は，このような考え方を踏まえた規律を提案するものであるが，どのように考えるか。

3 本文 の概要

第14回会議では，差押債権者が届出義務の履行を失念してしまうことに対する対応策として，新たな規律により差押命令が取り消された場面においても，差押債権者が当該取消決定後に取立ての届出又は支払を受けていない旨の届出をしたことを理由として執行抗告をすることができるものとするべきであるとの考え方が示された。

この考え方は，民事執行法第12条第1項によれば，差押命令を取り消す旨の決定に対しては執行抗告をすることができることを前提に，新たな規律による差押命令の取消しの理由の本質的な部分は差押債権者による一定の期間に行うべき届出がなかったことであるから，この届出をすべき期間を徒過した場合であっても，その後，この取消決定が確定するまでは，この届出をいわば追完することができるはずであると整理するものと考えられる。

そこで，部会資料19-1の第4の1は，このような考え方を踏まえ，差押債権者が当該取消決定後に届出をしたことを執行抗告の理由とすることができることを明確にするための規律を設けることを提案するものであるが，どのように考えるか。

（注） なお，部会のこれまでの議論においては，執行裁判所が取消決定に先立って差押債権者に事務的な通知をする必要は必ずしもないのではないかとの指摘を示唆する意見も示された。この意見は，この事務的な通知には相応の負担を伴うものであるため，一律に執行裁判所又は裁判所書記官にこの通知義務を課すのではなく，個別具体的な事案に応じた運用に委ねるのが相当であるとの考え方に基づくものと予想される。また，このような指摘は，事

前の通知を不要とする根拠の一つとしては、本文のような規律を設けるのであれば、差押債権者が一定の届出をすることを失念していた場合であっても、事後的な執行抗告の手続をとることによって、差押命令を取り消す旨の決定の効力を覆すことができ、結果として差押命令の効力を維持することができる点を強調するものと思われる。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（民事訴訟法第110条第1項各号に掲げるにあっては公示送達の申立て。後記において同じ。）をすべき旨を命ずることができるものとする。

前記の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

（説明）

1 本文の概要

本文の内容は、試案第4の2と実質的に同内容である。

2 不動産執行等の場面における規律（試案の注1，注2の考え方）

部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、試案第4の2の本文の規律を設けることについてはおおむね異論がなかった一方で、不動産執行等や民事保全の場面においてこれと同内容の規律を設けることについては、意見が分かれた。

試案の注1及び注2の考え方の根拠としては、債務者への送達未了が原因で漫然と長期間が経過するという問題は債権執行に限らず、他の種類の民事執行や民事保全の場面においても生じ得るとの指摘があり得る。

他方で、このような指摘に対しては、現在の実務において、不動産執行等や民事保全においては、必ずしも差押命令等の送達未了が原因で事件が滞留しているといった事態は生じていないとの指摘があった。そして、債権執行とその他の場面との違いとしては、例えば、不動産執行等においては申立人が比較的多額の費用を予納する必要があるから、差押命令等を債務者に送達することが困難であるため事件を進行することができない場面では、申立人が予納金を取り戻すために強制執行等の申立てを取り下げることとなる（そのようなインセンティブが事実上働く）のが通常であるとの指摘があり得る。また、金銭債権の差押えの場面では、差押命令の効力

が存続する限り長期にわたって差押債権の管理を余儀なくされる第三債務者の負担に配慮する必要があるのに対して、不動産執行の場面では債権者と債務者以外の第三者の負担を考慮する必要が必ずしもないとの指摘もあり得る。

このほか、民事保全においては、債権執行の場面と異なり、換価・配当が予定されていないため、保全命令を債務者に送達することができなくてもその目的を達することができるとの指摘もあり得る。

そこで、不動産執行等や民事保全の場面に関しても部会資料19-1の第4の2と同内容の規律を設けることの当否について、どのように考えるか。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 取立権の発生時期の見直し

取立権の発生時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとするものとする。

転付命令等の効力の発生時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、同法第159条第5項及び第161条第4項の規定にかかわらず、転付命令及び譲渡命令等（同条第1項の規定による決定）は、当該決定が確定した日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過した日のいずれか遅い日までは、効力を生じないものとする。

配当等の時期

民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

扶養義務等に係る請求権についての特則

債権者が民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権を請求する場合には、前記 から までの規律は、適用しないものとする。

(説明)

1 本文 の概要

規律の枠組

本文 では、試案第5の2の考え方を踏まえ、給与等の債権が差し押さえられた場面では、債務者が差押禁止範囲の変更の申立てをする機会を実質的に保障するため、差押債権者が差押債権の取立てをすることができるようになる時期を現行より後ろ倒しにするものとするを提案している。

このような考え方に基づく規律を設けることについては、部会のこれまでの議論において、おおむね異論がなかった。

試案からの変更点

試案第5の2では、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権が差し押さえられた場面を対象として、取立権の発生時期を見直す考え方が取り上げられている。これは、これらの債権が、債務者の生活維持のために重要なものであり、その差押えによる債務者の生活に与える影響が事実上、重大であることに着目したものである。

これに対しては、第16回会議において、同条第2項の債権(退職手当及びその性質を有する給与に係る債権)についても、給与等の債権と同種のものともみることができ、退職後の債務者の生活を維持するために重要な役割を持つことから、給与等の債権が差し押さえられた場合と同様に、債務者が差押禁止範囲の変更の申立てをする機会を実質的に保障する必要があるのではないかとの指摘がされた。

そこで、本文 では、この指摘を踏まえ、民事執行法第152条第2項各号の債権が差し押さえられた場合にも、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとするものとするを提案している。

2 本文 の概要

金銭債権が差し押さえられた場合の換価の方法としては、差押債権者による取立て(民事執行法第155条)のほか、転付命令(同法第159条)や譲渡命令等(同法第161条)がある。

そして、転付命令(同法第159条)の効力については、現状では、転付命令に対しては執行抗告ができるものとするとともに(同条第4項)、転付命令は確定しなければその効力を生じないとした上で(同条第5項)、差押命令及び転付命令が確定した場合においては、債権者の債権及び執行費用は、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済され

たものとみなすものとしている（同法第160条）。また、譲渡命令等についても、現状では、譲渡命令等に対しては執行抗告ができるものとするとともに（同法第161条第3項）、譲渡命令等は確定しなければその効力を生じないとした上で（同条第4項）、その効力については、転付命令に関する上記規定が準用されている（同条第6項）。

このような現行の規律を前提とすれば、差押禁止債権の範囲変更を求める債務者は、實際上、差押命令及び転付命令（又は譲渡命令等）が確定するまでの間（執行抗告の申立てがされない限り、これらの命令の債務者への送達の日から1週間）に、その申立てをしなければならないが、そのような短期間の内に、債務者が差押禁止債権の変更を申し立てることは困難であるとの指摘があり得る。そのため、試案第5の2の考え方に沿って取立権の発生時期を現行より後ろ倒しにした場合には、これらの規律についても、その効力の発生時期等を見直す必要がある。

そこで、本文 では、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、同法第159条第5項及び第161条第4項の規定にかかわらず、転付命令及び譲渡命令等（同条第1項の規定による決定）は、当該決定が確定した日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過した日のいずれか遅い日までは、効力を生じないものとするを提案している。

3 本文 の概要

金銭債権が差し押さえられた場合の換価の方法としては、差押債権者による取立て（民事執行法第155条）のほか、第三債務者の供託（同法第156条）がある。そして、第三債務者による供託がされた場合には、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない（同法第166条第1項）。

このような現行の規律を前提とすれば、差押禁止債権の範囲変更を求める債務者は、實際上、配当等が実施されるまでの間に、その申立てをしなければならないが、制度上、債務者への送達から短期間の内に配当等が実施されてしまうことがあり得、現実的にはこの場面においても、債務者が差押禁止債権の変更を申し立てることは困難であるとの指摘があり得る。そのため、試案第5の2の考え方に沿って取立権の発生時期を後ろ倒しにした場合には、配当等を実施すべき時期等を見直す必要がある。

そこで、本文 では、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権及び同条第2項の債権が差し押さえられた場合においては、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間が経過するまでは、配当等を実施してはならないものとするを提案している。

4 本文 の概要

本文は、部会資料16-2の本文2と実質的に同内容である。

第16回会議においては、このような特則を設ける理由に関して、扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合においては、現行の民事執行法でも、期限到来前の債権に基づく差押えを許容する旨の特例（民事執行法第152条第3項）が設けられているが、その趣旨は、扶養義務等に係る債権は、その権利実現が債権者の生計維持に不可欠なものであるため、速やかにその実現を図る必要があることに基づくものであるから、取立権の発生時期を検討する上でもこのような趣旨を考慮する必要があるとの指摘がされた。

また、現行の民事執行法では、扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合においては、差押禁止債権の範囲を縮減する旨の特例（民事執行法第152条第3項）も設けられているが、その趣旨については、扶養義務等に係る金銭債権は、その性質上、同条第1項において差押えが禁止されている部分をも対象として実現されるべきものであると考えられ、また、扶養義務等に係る金銭債権の額は、債権者の必要生計費と債務者の資力とを主要な考慮要素として定められるものであるから、その額の算定に当たり、差押禁止債権の範囲変更において考慮すべき事情が既に考慮されていると考えられることもできるとの説明がされている。

5 差押命令の競合の場面に関する検討

第三債務者の供託がされる場面としては、先行する差押命令の送達を受けた第三債務者が、その後、同一の債権について、後行の差押命令の送達を受けたとき等（民事執行法第156条第2項）が考えられるが、このような事案においては、先行する差押命令の債務者への送達の日と、後行の差押命令の送達の日が異なることが予想される。

そのため、仮に本文のような規律を設けた場合においては、執行裁判所が配当等を実施すべきときを、先行する差押命令が債務者に送達された日から4週間を経過したときと考えるべきであるか、それとも、後行の差押命令の送達の日から4週間を経過したときと考えるべきであるかが問題となり得る。また、本文のような規律を設けた場合には、先行する差押命令が扶養義務等に係る請求権を請求するものであるときは、先行する差押命令との関係では直ちに配当等を実施することができるのに対して、扶養義務等に係る請求権以外の債権を請求する後行の差押命令との関係ではその送達の日から4週間を経過する必要があることとなることから、執行裁判所としては、どの時点で配当等を実施すべきかが問題となり得る（注）。

このような差押命令が競合する事案における配当等の時期については、最終的には解釈に委ねざるを得ないとの考え方もあり得ると思われるが、どのように考えるか。

(注) 現行法の解釈に関しても、差押命令の競合がある事案において、例えば、執行停止文書が提出された後に第三債務者からの供託があった場面においては、執行裁判所がどの時点で配当等を実施すべきかが問題となる。この場面においては、一般に、競合する事件の一方のみについて執行停止文書が提出されているのであれば、執行裁判所は、配当等を実施することができると思われているが、民事執行法第91条第1項、第166条第2項により、執行停止文書が提出された差押命令の差押債権者に配当等をすべき額に相当する金銭を供託しなければならないとされている。

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨及びこの手続の内容を教示した書面を交付しなければならないものとする。

(説明)

1 本文の概要

本文では、試案第5の2の考え方を踏まえ、債務者が差押禁止範囲の変更の申立てをする機会を実質的に保障するため、裁判所書記官が差押命令の送達の際に債務者に対して手続の教示をしなければならないものとするを提案するものである。

2 試案からの変更点

手続の教示が必要となる場面

試案第5の3では、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権が差し押さえられた場面を対象として、債務者に対する手続の教示をするものとする考え方が取り上げられている。

これに対して、第16回会議の議論では、現状において差押禁止範囲の変更の申立てがされている事件類型は、給与等の債権が差し押さえられた場合のほか、年金や生活保護費が原資となっている預貯金債権が差し押さえられた場合等があるとの指摘がされた(注)。

そこで、部会資料19-1の第5の2では、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権が差し押さえられた場面以外の場面でも、債務者に対する手続の教示をしなければならないものとする考え方を提示しているが、このような手続の教示をしなければならないものとする場面について、どのように考えるか。

手続の教示の内容

第16回会議の議論では、債務者に対する教示の内容について、差押禁止範囲の変更の申立てをすることができる旨を伝えるのみではなく、その手続の「内容」を書面により説明するのが適切であるとの意見が示された。この意見は、例えば、少額訴訟の手続においては、裁判所書記官が、当事者に対し、最初にすべき口頭弁論期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面を交付しなければならないとされていること（民事訴訟規則第222条第1項）を参考にすると考えられる。

そこで部会資料19-1の第5の2では、裁判所書記官が、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨及びこの手続の内容を教示した書面を交付しなければならないものとするを提案しているが、どのように考えるか。

（注） 手続の教示をしなければならないものとする場面については、現状において差押禁止範囲の変更の申立ての機会を実質的に保障する必要がある場面は、債務者が個人である場合のみであるから、債務者が法人である場合にはこのような教示は不要であるとの考え方があり得る。

（その他の検討課題）

第18回会議においては、差押禁止範囲の変更の裁判における判断の枠組みを見直すべきであるとの意見があった。この意見の求める具体的な規律の内容は必ずしも明確ではないものの、その方向としては、債務者が差押債権以外に給与等を得ておらず、差押債権の額が政令で定める一定の額を下回るときは、執行裁判所が、債務者からの申立てにより、差押命令の全部又は一部を取り消さなければならないものとする事、この申立てをするに当たっては、申立人（債務者）は、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を立証する必要がないものとする事、執行裁判所は、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押禁止範囲の変更の申立てを却下することもできる事などを内容としているものと思われる。

このような見直しを求める立場は、その理由として、現状では、債務者の給与が比較的少額である事案において、債務者が差押禁止範囲の変更の申立てをしたとしても、執行裁判所が差押命令の取消しに慎重な態度をとっているため、認められるべき差押禁止範囲の拡大が認められていないとの現状評価を前提としているように思われる。しかし、これに対しては、第18回会議において、東京地方裁判所における昨年の実務の状況を見る

限り、執行裁判所が、債務者の給与の額が少額の事案において、差押禁止範囲の変更の申立てを却下した事案はないとの指摘がされた。

また、第18回会議での議論を踏まえると、上記意見の方向に従えば、債務者が他に十分な財産を保有している場合や、債務者が浪費をしているような事案においても、執行裁判所が差押命令の取消し（差押禁止範囲の拡大）をしなければならないこととなる不都合を生ずるおそれがあるとの指摘があり得る。このような不都合を回避するためには、債権者の側において「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を主張立証することが必要となるが、現状において、債務者の財産状況や債務者の浪費の有無を債権者が主張立証することは困難であるとの指摘があり得る。

このほか、今般の見直しによる本文1及び2のような規律の整備が、債務者による差押禁止範囲の変更の申立てが増加する方向に作用すると考えられるとすれば、現時点ではその見直しの具体的な必要性があるとはいえないとしても、今後の事例の集積を待ち、執行裁判所の運用状況等に問題があるなどの認識がされるに至った段階で、改めて、差押禁止範囲の変更の裁判における判断の枠組みを見直す必要性の有無を検討することが適切であるとする指摘もあり得ると思われる。

以上の指摘を踏まえ、差押禁止範囲の変更の裁判における判断の枠組みを見直すことについて、どのように考えるか。